

平成27年 第6回

仙北市農業委員会総会議事録

平成27年4月9日(木)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成27年4月9日(木)午後4時00分

2. 開催場所 ホテル森の風田沢湖「会議室」

3. 出席委員 (27人)

1番 高橋政敏	2番 藤村隆清
3番 野中秀人	4番 佐藤孝典
5番 平岡裕子	6番 佐藤和
7番 千葉惣永	8番 青柳良信
9番 齋藤瑠璃子	10番 佐藤二郎
11番 沢山純一	12番 門脇博美
13番 藤村紀章	14番 辻均
15番 倉橋重基	16番 大石温基
17番 佐藤善栄	18番 草薨隆
19番 山本實	20番 山手善美
21番 田村博美	22番 真崎純孝
23番 大石知	24番 糸井淳
25番 藤原由悦	26番 鈴木八寿男
27番 羽川正幸	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項(相続等による取得)の規定による届出について

(2) 農地の転用事実に関する回答書について

(3) 農地法施行規則第 3 2 条 (2 a未満の農業用施設への転用)の規定による届出について

2. 議 事

(1) 議案第 1 2 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第 1 3 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(3) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 伊 藤 一 彦 係 長 檜 尾 健

主 事 高 橋 直 人

7. 書 記

主 事 高 橋 直 人

8. 議事録署名員

7 番 千 葉 惣 栄

8 番 青 柳 良 信

9. 会議の概要

議 長 ただ今から平成 2 7 年第 6 回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 それでは始めに 4 月 1 日付で事務局職員として任命されました檜尾係長からあいさつをお願いします。

檜尾係長 農山村活性課から異動してきました檜尾健と申します。よろしくお願ひします。旧角館町役場と合併してからの併せて約 7 年間農業委員会にお世話になりました。その際にはお世話になりました。またご迷惑をかけることと思ひますがよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。それでは、本日の総会への出席委員は 2 7 名。欠席委員はありません。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員 1 1 番沢山委員、1 2 番門脇委員兩名を指名します。会議書記には高橋主事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程 4、会務諸報告をお願いします。

伊藤局長 《会務諸報告、報告 1 の朗読及び説明》(9 時 5 分)

議 長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程 5、報告に入りたいと思ひます。事務局よりお願いします。

伊藤局長 報告 1、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。届出が 3 件あり、受理した旨をご報告します。詳細については資料に記載のとおりでございます。報告 2、農地の転用事実に関する回答書についてで

す。申請人は田沢湖神代地区の〇〇さんで申請所在地が田沢湖神代地区の2筆。地目が田、地積が1,950㎡。変更後の地目が宅地です。こちらは平成5年9月頃から宅地化されており法務局から照会があり回答した旨を報告します。報告3、農地法施行規則第32条（2a未満の農業用施設への転用）の規定による届出についてです。届出人が田沢湖角館東前郷地区の〇〇さんで土地の所在が田沢湖角館東前郷地区の1筆。地目が登記現況共に田。面積が754㎡のうち54㎡。隣接農地ありで農業用施設の目的が農具等物置小屋です。施設の概要が木造1階建33.12㎡です。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

伊藤局長 議案第12号。農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定にり、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成27年4月9日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

伊藤局長 内容について説明します。整理番号1番。農地の所在が角館町西田地区の計2筆。登記簿現況共に田。面積が617㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人は角館町小館地区の〇〇さん。譲受人は同じく角館町小館地区の〇〇さん。申請事由は、譲渡人は高齢化による経営縮小によるもので譲受人は経営規模の拡大です。続いて整理番号2番。農地の所在が角館町川原地区の計1筆。登記簿現況共に田。面積が401㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人は角館町川原地区の〇〇さん。譲受人は同じく角館町川原地区の〇〇さん。申請事由は、譲渡人は耕作

不便によるもので譲受人は経営規模の拡大です。整理番号3番、農地の所在が田沢湖神代地区の田11筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計9,264㎡。利用権を設定するのは田沢湖神代地区の〇〇さん。受けるのは同じく田沢湖神代地区の〇〇さん。利用目的は水田として。一反歩あたり〇〇円で年額〇〇。期間が10年間。次に整理番号4番、農地の所在が田沢湖神代地区の田13筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計12,442㎡。利用権を設定するのは角館町八割地区の〇〇さん。受けるのは同じく同じく角館町八割地区の〇〇さん。利用目的は水田として。一反歩あたり〇〇円で年額〇〇。期間が10年間。次に整理番号5番、農地の所在が田沢湖神代地区の田4筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計1,294㎡。利用権を設定するのは角館町八割地区の〇〇さん。受けるのは同じく同じく角館町八割地区の〇〇さん。利用目的は水田として。一反歩あたり〇〇円で年額〇〇。期間が10年間。次に整理番号6番、農地の所在が角館町川原地区の6筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計5,401㎡。利用権を設定するのは角館町川原地区の〇〇さん。受けるのは角館町八割地区の〇〇さん。利用目的は水田として。期間が10年間。次に整理番号7番、農地の所在が角館町八割地区の田6筆、畑1筆の計7筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計2,187.92㎡。利用権を設定するのは角館町八割地区の〇〇さん。受けるのは同じく角館町八割地区の〇〇さん。利用目的は水田として。一反歩あたり〇〇円で年額〇〇。期間が10年間。次に整理番号8番、農地の所在が田沢湖卒田地区の2筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計3,313㎡。利用権を設定するのは田沢湖卒田地区の〇〇さん。受けるのは同じく田沢湖卒田地区の〇〇さん。利用目的は水田として。一反歩あたり

〇〇円で年額〇〇。期間が10年間。次に整理番号9番、農地の所在が西木町門屋地区の田12筆、畑1筆の計13筆。面積が計11,223㎡。3条使用貸借の案件でございます。利用権を設定するのは西木町門屋地区の〇〇さん。受けるのは同じく西木町門屋地区の〇〇さん。利用目的は水田として。次に整理番号10番、農地の所在が西木町門屋地区の田8筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計17,954㎡。3条使用貸借の案件でございます。利用権を設定するのは西木町門屋地区の〇〇さん。受けるのは同じく同じく西木町門屋地区の〇〇さん。利用目的は水田として。次に整理番号11番、農地の所在が西木町上荒井地区の田21筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計15,097㎡。3条使用貸借の案件でございます。利用権を設定するのは西木町上荒井地区の〇〇さん。受けるのは西木町門屋地区の〇〇さん。利用目的は水田として。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番については4番佐藤委員よりお願いします。

4番佐藤 《整理番号1番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号2番については19番山本委員よりお願いします。

19番山本 《整理番号2番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号3番については1番高橋委員よりお願いします。

1番高橋 《整理番号6番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号4～7番については14番山手委員よりお願いします。

14番山手 《整理番号4～7番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号8番については22番真崎委員よりお願いします。

22番真崎 《整理番号8番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号9～11番については2番藤村委員よりお願いします。

2番藤村 《整理番号9～11番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第12号につきましては許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第12号については許可することに決定します。(9時27分)

議長 次に、議案第8号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程します。説明をお願いします。

高橋主事 議案第13号。農業経営基盤強化促進法に基づく農業地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成27年4月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

高橋主事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が田沢湖神代地区の1筆。登記簿現況共に田。面積が11,892㎡。所有権移転の案件でございます。所有者は田沢湖神代地区の〇〇さん。移転を受ける方は同じく田沢湖神代地区の〇〇さん。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり〇〇円の総額〇〇円。資金はスーパーL資金での対応となっております。整理番号2番、農地の所在が田沢湖神代地区の田1筆。面積が385㎡。所有権移転の案件でございます。所有者は田沢湖神代地区の〇〇さん。移転を受ける方は同じく田沢湖神代地区の〇〇さん。

利用目的は田として。売買価格が10a当たり〇〇円の総額〇〇円。資金は自己資金です。整理番号3番、農地の所在が角館町下川原地区の3筆。登記簿現況共に田。面積が9,349㎡。所有権移転の案件でございます。所有者は角館町広久内地区の〇〇さん。移転を受ける方は同じく角館町下川原地区の〇〇さん。利用目的は田として。売買価格が10a当たり〇〇円の総額〇〇円。資金は自己資金での対応となっております。続いて整理番号4番、農地の所在が角館町川原地区の1筆。登記簿現況共に田。面積が10,197㎡。所有権移転の案件でございます。所有者は角館町川原地区の〇〇さん。移転を受ける方は同じく角館町川原地区の〇〇さん。利用目的は田として。売買価格が10a当たり〇〇円の総額〇〇円。事由が負債整理で資金は自己資金での対応となっております。次に整理番号5番、農地の所在が角館町雲然、角館町西長野地区の計4筆。登記簿現況共に田。面積が10,748㎡。利用権の新規の設定（使用貸借）です。利用権を設定するのは西木町西明寺地区の〇〇さん。受けるのは角館町雲然地区の〇〇さん。利用目的は水田として。期間が10年間。次に整理番号6番から12番までは再設定の案件となっております。利用調整会議でも問題ないと判断されたものですので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第13号については、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第13号については適正であると認

めることに決定します。（9時47分）

議長 予定されていた議案は終了しました。次に、各推薦委員からの報告等ありましたらお願いします。

5番平岡 （議会から温泉のから吹き事故と西木のバイオマスの火災事故について）

10番佐藤 （共済から共済組合の掛金が下がる件について説明）

16番大石 （土地改良区から向生保内地区の基盤整備について）

18番草薨 （農協から中仙のメガ団地ついでの説明）

議長 ありがとうございます。次に、協議に入ります。事務局よりお願いします。

伊藤局長 最後に連絡事項ですが平成27年度県選出国會議員要請集会における要請事項の検討会についてですが毎年農業委員会の方に依頼がありましてこちらに要望事項を記入して4月24日の農地の専門委員会で検討して5月7日の総会で報告する流れとなっておりますので要望・要請事項がありましたらよろしく申し上げます。以上です

議長 これについてご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声

議長 それではこの内容で決定することにします。

（閉会）

議長 以上をもちまして平成27年第6回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。（10時3分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成27年 月 日

議 長 _____

署 名 員 1 1 番 _____

署 名 員 1 2 番 _____